

○八潮市防犯カメラの設置及び運用に関する規則

平成26年4月14日

規則第23号

改正 平成27年3月31日規則第25号

平成28年3月30日規則第18号

平成28年6月16日規則第30号

平成29年4月24日規則第21号

平成30年3月6日規則第6号

平成31年3月15日規則第5号

令和2年3月13日規則第3号

令和4年3月15日規則第4号

令和5年3月1日規則第3号

令和6年3月19日規則第3号

令和7年2月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市防犯のまちづくり推進条例（平成17年条例第39号）第3条第1項第3号の規定に基づき設置する市の防犯カメラについて、その適正な設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、特定の場所に常設するカメラで、撮影装置、記録装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラによって撮影され、及び記録された画像をいう。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラを適正に設置し、及び適正に運用するため、設置する防犯カメラごとに管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の適正な管理のため必要な措置を講ずるものとする。

(防犯カメラの設置方法等)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たっては、設置の目的を達成するために必要な最小限度の撮影範囲となる場所に設置し、特定の個人、土地、建物等を監視するがないよう配慮するものとする。

- 2 防犯カメラの設置場所及び撮影の対象は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 防犯カメラの稼働時間は、毎日24時間とする。
- 4 防犯カメラにより現に撮影されているものを認識するためのモニター等の設備を設置しないものとする。
- 5 防犯カメラの設置場所の付近の見やすい場所に、防犯カメラが作動し画像を記録している旨を表示するものとする。

(防犯カメラの操作等の制限)

第5条 管理責任者は、防犯カメラを設置したときは、防犯カメラによる撮影及び記録並びに画像の閲覧の操作（以下「防犯カメラ操作等」という。）を行う者（以下「防犯カメラ操作者」という。）を指定するものとする。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ操作者以外の者に防犯カメラ操作等をさせてはならない。
- 3 管理責任者及び防犯カメラ操作者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラの設置の目的以外の目的で防犯カメラ操作等をしてはならない。
- 4 管理責任者等及び管理責任者等であった者は、防犯カメラ操作等により知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(画像の保存等)

第6条 管理責任者等は、画像を加工することなく保存しなければならない。

- 2 管理責任者等は、防犯カメラの設置の目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製し、又は印刷してはならない。
- 3 管理責任者等は、画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を保管庫等に施錠して保管しなければならない。
- 4 画像の保存期間は、画像が記録媒体に記録されてから原則14日以内とし、当該期間経過後は、上書きにより自動的に消去されるものとする。

(画像等の外部提供)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像及び記録媒体を外部に提供してはならない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から

公文書により提供を求められたとき。

- (2) 前号のほか、法令等に定めがあるとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 前項の規定により、画像又は記録媒体の提供を求める者は、次に掲げる事項を記載した書面を管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 提供を求める者の氏名及び住所（法人、団体等にあっては、名称、所在地、代表者及び責任者の氏名）
- (2) 提供を求める根拠
- (3) 提供を求める目的
- (4) 提供を求める画像等の内容

3 管理責任者は、第1項の規定により画像又は記録媒体を提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、その相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体を適正に管理すること。
- (2) 画像及び記録媒体並びにこれらに係る情報を前項第3号の目的以外の目的に利用し、及び第三者へ提供しないこと。
- (3) 前項第3号の目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却又は破棄等を行うこと。

（苦情の対応）

第8条 管理責任者は、防犯カメラに関する苦情を受けた場合は、速やかに対応し、適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報保護法の遵守）

第9条 市が設置する防犯カメラの運用については、この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところによる。

（平28規則18・令5規則3・一部改正）

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第25号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表に110の項を加える改正規定は、令和5年3月25日から施行する。

附 則（令和6年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 年規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

（平27規則25・全改、平28規則18・平28規則30・平29規則21・平30規則6・平31規則5・令2規則3・令4規則4・令5規則3・一部改正）

	防犯カメラの設置場所	撮影の対象	管理責任者
1	茜町一丁目1番地1先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長

2	茜町一丁目1番地1先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
3	茜町一丁目5番地4先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
4	茜町一丁目5番地4先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
5	茜町一丁目11番地14先	道路（西側方面）	交通防犯課長
6	茜町一丁目11番地14先	道路（東側方面）	交通防犯課長
7	茜町一丁目12番地16先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
8	茜町一丁目12番地16先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
9	茜町一丁目15番地1先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
10	茜町一丁目15番地1先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
11	大瀬一丁目2番地1先	道路（西側方面）	交通防犯課長
12	大瀬一丁目2番地1先	道路（東側方面）	交通防犯課長
13	大瀬一丁目4番地6先	道路（北側方面）	交通防犯課長
14	大瀬一丁目4番地6先	道路（西側方面）	交通防犯課長
15	大瀬一丁目4番地6先	道路（南側方面）	交通防犯課長
16	大瀬一丁目11番地1先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
17	大瀬一丁目11番地1先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
18	大瀬二丁目7番地16先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
19	大瀬二丁目7番地16先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
20	大瀬三丁目1番地2先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
21	大瀬三丁目2番地1先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
22	大瀬三丁目2番地1先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
23	大瀬三丁目6番地1先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
24	大瀬三丁目6番地1先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
25	大瀬四丁目3番地14先	道路（南側方面）	交通防犯課長
26	大瀬五丁目6番地10先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
27	大瀬六丁目1番地5先	道路（北西側方面）	交通防犯課長
28	大瀬六丁目1番地5先	道路（南東側方面）	交通防犯課長
29	大瀬六丁目2番地2先	道路（北側方面）	交通防犯課長
30	大瀬六丁目2番地2先	道路（西側方面）	交通防犯課長
31	大瀬六丁目2番地2先	道路（南側方面）	交通防犯課長

32	大瀬六丁目4番地1先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
33	大瀬六丁目4番地1先	道路（北西側方面）	交通防犯課長
34	大瀬六丁目4番地1先	道路（南側方面）	交通防犯課長
35	大瀬六丁目5番地1先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
36	大瀬六丁目5番地1先	道路（北西側方面）	交通防犯課長
37	大瀬六丁目5番地1先	道路（南西側方面）	交通防犯課長
38	大瀬六丁目5番地1先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
39	大瀬六丁目5番地1先	道路（南東側方面）	交通防犯課長
40	大瀬六丁目6番地1先	道路（南側方面）	交通防犯課長
41	大瀬六丁目7番地1先	道路（秋葉原方面）	交通防犯課長
42	大瀬六丁目7番地1先	道路（つくば方面）	交通防犯課長
43	大字大瀬1407番地2先	道路（北側方面）	交通防犯課長
44	大字大瀬1407番地99先	道路（南側方面）	交通防犯課長
45	大字大瀬1660番地1先	道路（南側方面）	交通防犯課長
46	大字木曾根436番地1先	道路（東側方面）	交通防犯課長
47	大字木曾根523番地1先	道路（南側方面）	交通防犯課長
48	大字木曾根1310番地先	道路（南側方面）	交通防犯課長
49	大字大曾根58番地5先	道路（南側方面）	交通防犯課長
50	大字大曾根522番地2先	道路（東側方面）	交通防犯課長
51	大字大曾根885番地先	道路（南側方面）	交通防犯課長
52	大字大曾根1536番地1先	道路（東側方面）	交通防犯課長
53	大字大原536番地先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
54	大字大原583番地1先	道路（西側方面）	交通防犯課長
55	大字塙530番地3先	道路（南側方面）	交通防犯課長
56	大字古新田441番地1先	道路（西側方面）	交通防犯課長
57	大字古新田885番地5先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
58	大字伊勢野257番地先	道路（東側方面）	交通防犯課長
59	大字伊勢野579番地1先	道路（東側方面）	交通防犯課長
60	大字伊勢野582番地先	道路（南側方面）	交通防犯課長
61	大字南川崎327番地先	道路（北西側方面）	交通防犯課長

62	大字南川崎817番地1先	道路（北側方面）	交通防犯課長
63	大字南川崎952番地1先	道路（北西側方面）	交通防犯課長
64	伊草一丁目7番地4先	道路（北側方面）	交通防犯課長
65	大字鶴ヶ曽根38番地1先	道路（南西側方面）	交通防犯課長
66	大字鶴ヶ曽根444番地1先	道路（東側方面）	交通防犯課長
67	大字鶴ヶ曽根847番地14先	道路（東側方面）	交通防犯課長
68	大字鶴ヶ曽根1501番地4先	道路（東側方面）	交通防犯課長
69	大字鶴ヶ曽根1568番地1先	道路（北西側方面）	交通防犯課長
70	大字二丁目167番地先	道路（北西側方面）	交通防犯課長
71	大字松之木339番地8先	道路（南東側方面）	交通防犯課長
72	大字南後谷880番地4先	道路（北側方面）	交通防犯課長
73	大字南後谷898番地18先	道路（北側方面）	交通防犯課長
74	大字柳之宮125番地1先	道路（北側方面）	交通防犯課長
75	大字柳之宮164番地3先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
76	中央二丁目5番地8先	道路（北側方面）	交通防犯課長
77	中央三丁目12番地6先	道路（南側方面）	交通防犯課長
78	中央三丁目24番地7先	道路（西側方面）	交通防犯課長
79	中央四丁目1番地2先	道路（北側方面）	交通防犯課長
80	中央四丁目11番地1先	道路（北側方面）	交通防犯課長
81	緑町二丁目20番地5先	道路（北側方面）	交通防犯課長
82	緑町三丁目9番地4先	道路（南側方面）	交通防犯課長
83	緑町三丁目27番地3先	道路（東側方面）	交通防犯課長
84	緑町四丁目7番地36先	道路（南側方面）	交通防犯課長
85	緑町五丁目12番地12先	道路（西側方面）	交通防犯課長
86	八潮二丁目22番地7先	道路（南側方面）	交通防犯課長
87	八潮三丁目21番地2先	道路（東側方面）	交通防犯課長
88	八潮六丁目10番地7先	道路（北西側方面）	交通防犯課長
89	八潮六丁目15番地9先	道路（南側方面）	交通防犯課長
90	八潮七丁目31番地1先	道路（南側方面）	交通防犯課長
91	八潮八丁目5番地15先	道路（南側方面）	交通防犯課長

92	大字新町135番地2先	道路（東側方面）	交通防犯課長
93	大字八條285番地2先	道路（東側方面）	交通防犯課長
94	大字八條1144番地1先	道路（北側方面）	交通防犯課長
95	大字八條1421番地1先	道路（北側方面）	交通防犯課長
96	大字八條1495番地1先	道路（南側方面）	交通防犯課長
97	大字八條1495番地1先	道路（南西側方面）	交通防犯課長
98	大字八條1517番地1先	道路（西側方面）	交通防犯課長
99	大字八條1527番地2先	道路（北東側方面）	交通防犯課長
100	大字八條1598番地4先	道路（北側方面）	交通防犯課長
101	大字二丁目1591番地2先（中川堤外地周辺）	道路（東側方面）	交通防犯課長
102	大字南川崎1378番地5先（中川堤外地周辺）	道路（北側方面）	交通防犯課長
103	大字二丁目1585番地（中川やしおスポーツパーク）	施設内	スポーツ振興課長
104	八潮三丁目27番地（大原公園）	公園内	公園みどり課長
105	八潮五丁目15番地（真菰田児童公園）	公園内	公園みどり課長
106	大瀬六丁目3番地1（やしお駅前公園）	公園内	公園みどり課長
107	緑町三丁目9番地13先	遊歩道（北側方面）	公園みどり課長
108	緑町三丁目19番地1（松之木公園）	公園内	公園みどり課長
109	大字新町30番地（八潮北公園）	公園内	公園みどり課長
110	中央一丁目9番地（八潮中央公園）	公園内	公園みどり課長
111	大字大原583番1（大曾根小北さくら公園）	公園内	公園みどり課長
112	大字八條1620番地2（八条親水公園）	公園内	公園みどり課長
113	伊草二丁目11番地（伊草西児童公園）	公園内	公園みどり課長
114	八潮七丁目14番地（大原児童公園）	公園内	公園みどり課長
115	中央三丁目27番地（諏訪児童公園）	公園内	公園みどり課長